

数字でわかる

沖縄まどう
プロジェクト
米軍基地のホント



沖縄のはなし

FUTENMA
HENOKO
BASE

米軍基地と
うちなーんちゅの
かかわりが
見えてくる!

なんで?
沖縄?



知って
欲しい~!

沖縄本島の面積の

15%

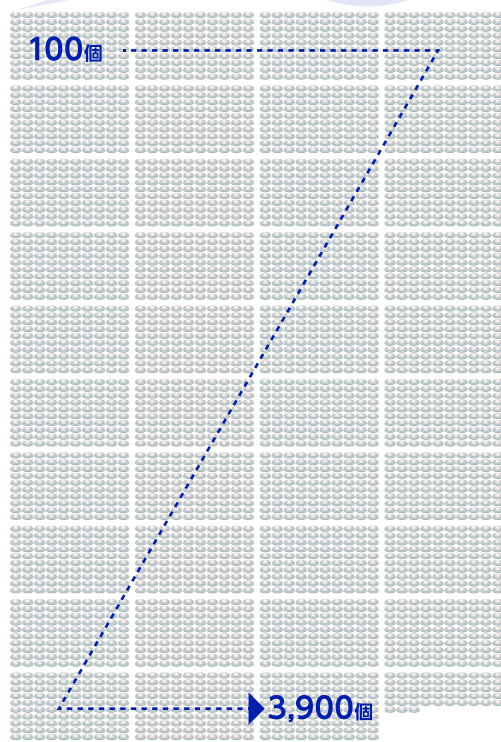
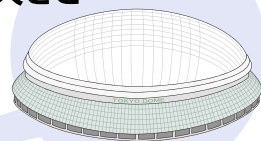
が米軍基地として
使用されています。

沖縄県では1万8,483ヘクタールの土地が
米軍専用施設として使用されています。

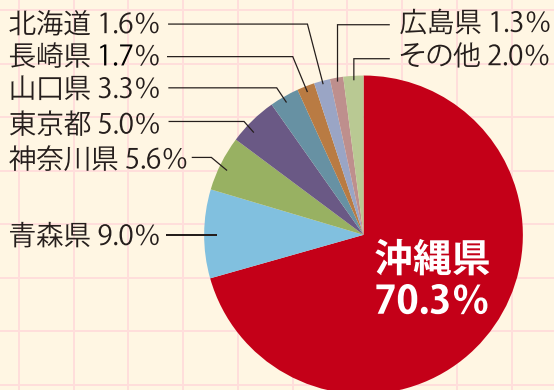
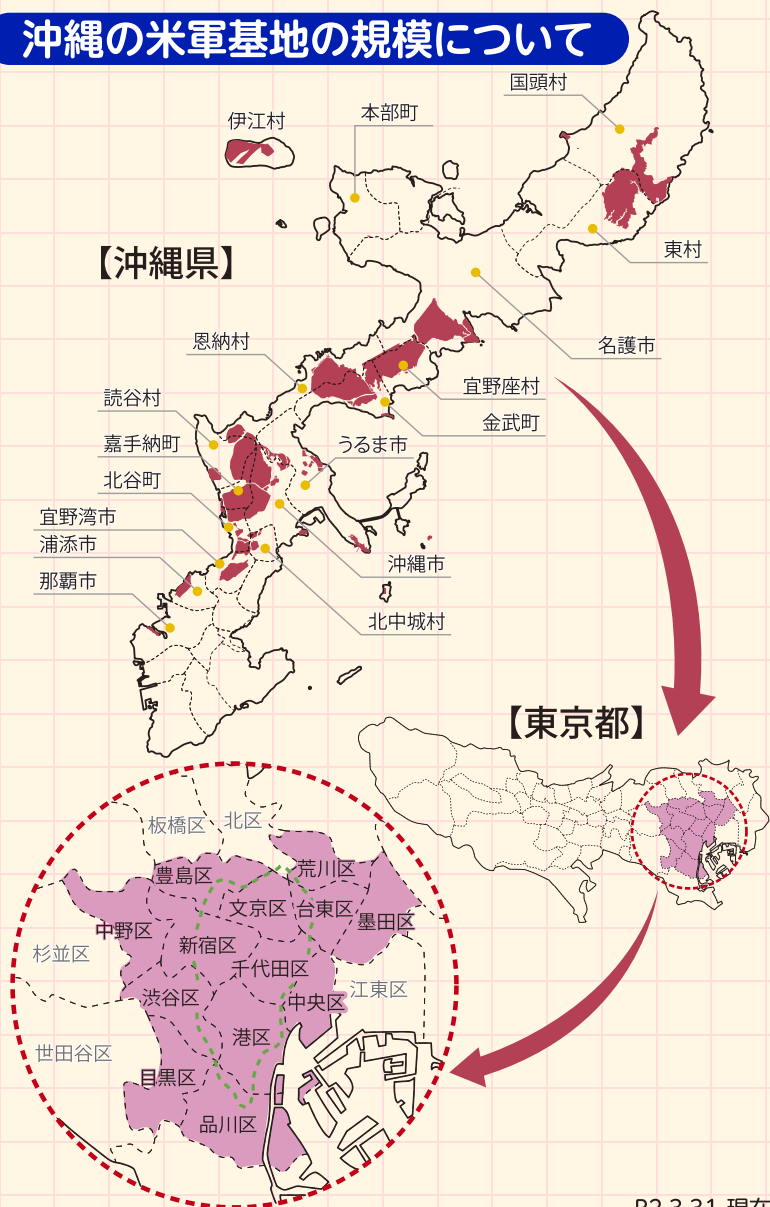
15%ってどのくらい？

例えば

東京ドームでいうと約3,953個分！
(東京ドームの大きさ
=4.6755ha)



沖縄の米軍基地の規模について



■米軍専用施設面積の割合

R2.3.31 現在

※東京23区のうち色塗りの部分の13区の面積は約1万8,701ヘクタール。

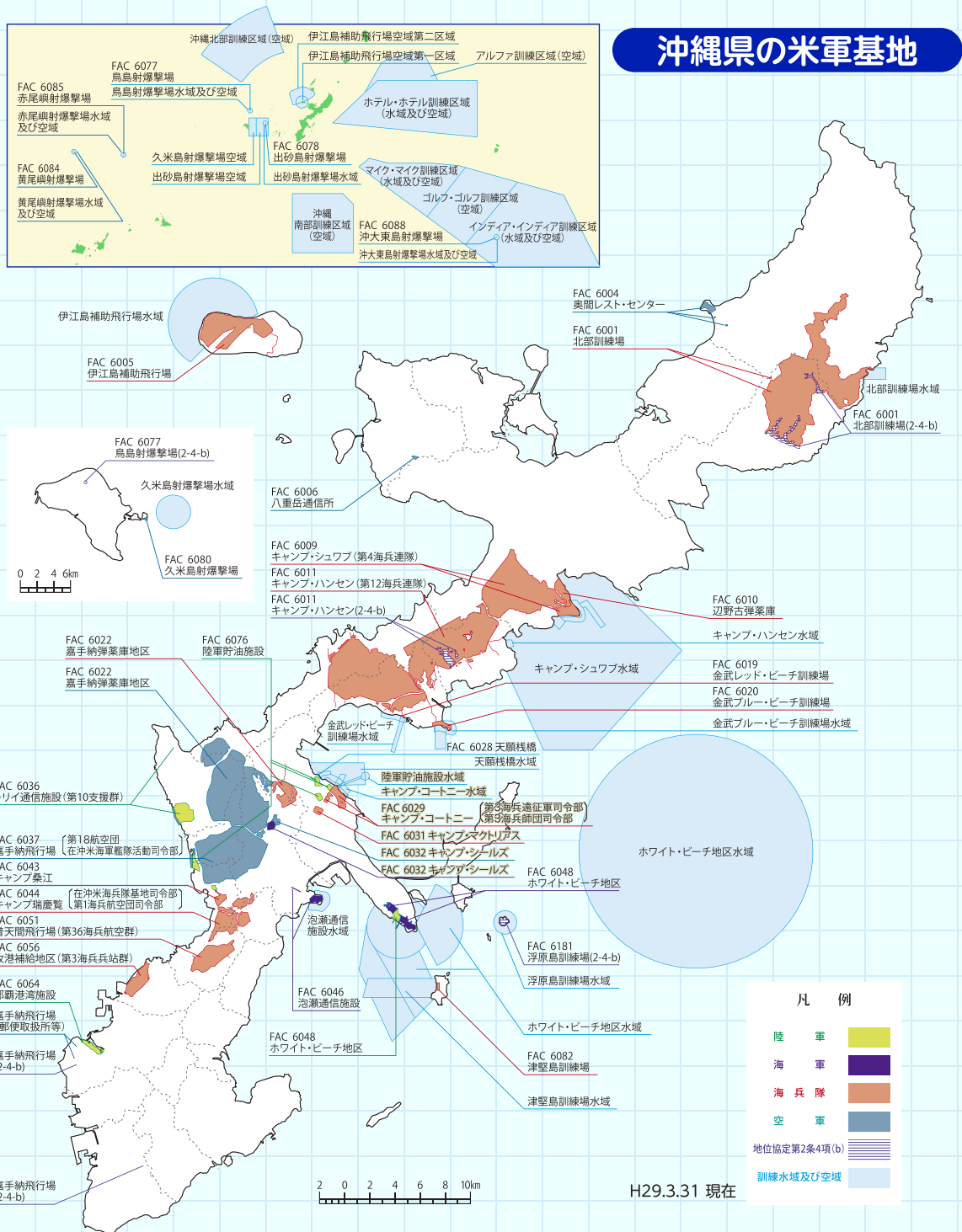
※緑線は山手線内側

米軍管理下に置かれている沖縄県にある訓練区域

「水域」が九州の

「空域」が北海道の

約 1.3 倍 約 1.1 倍



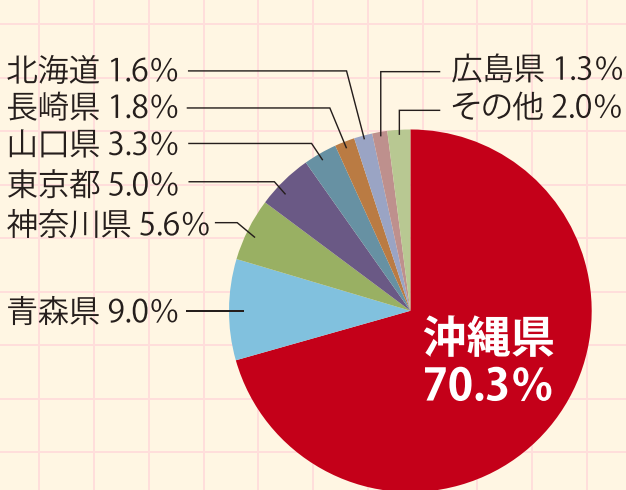
国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、
全国の米軍専用施設面積の

約 **70.3%** が集中している

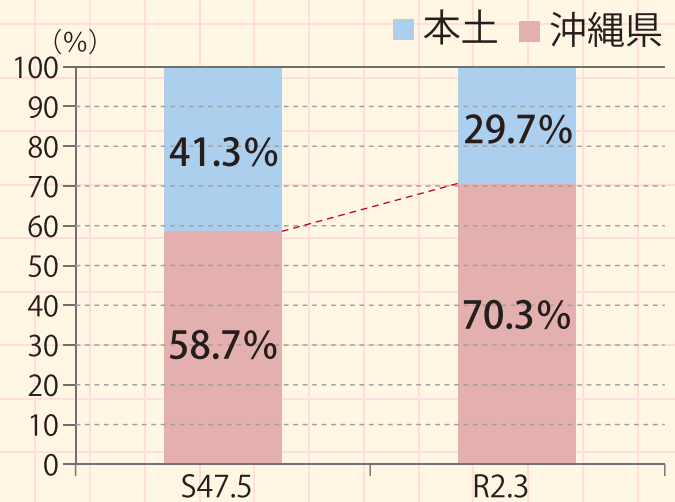
令和3年(2021年)3月末現在。

令和3年(2021年)3月末現在、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.3%が集中しています。

既に日米両政府で合意されたSACO合意事案及び米軍再編事案の全てが返還された場合でも、依然として、全国の約69%の米軍専用施設が存在し続けることとなります。



■米軍専用施設面積の割合



■米軍専用施設面積の割合の推移(復帰後)

キーワード

※米軍専用施設・・・専(もっぱ)ら日米地位協定のもとで在日米軍のみにより管理、運営され、基本的にはその運用に国内法が適用されず、また、立ち入り許可なども米軍の裁量によりなされる施設

※本ページで記載している面積、割合等は米軍専用施設のものであり、米軍が自衛隊等の施設を一時使用(共同使用)している面積は除いています。

日本がこれまでに米国との地位協定を改定した回数

0

昭和35年の締結以降、様々な問題があるにも関わらず、一度も改定されていない

日米地位協定は、これまで刑事裁判権、環境汚染など様々な問題点が指摘されており、最近では、平成30年(2018年)及び令和2年(2020年)に全国知事会において、日米地位協定の抜本的見直しを含む「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議される等、見直しに働きかけがありました。が、**昭和35年(1960年)に締結されて以降、改定は一度も行われていません。**

しかし、日本と同じように米国と地位協定を締結している**ドイツや韓国では、改定を実現させています。特にドイツでは、昭和34年(1959年)に締結されたボン補足協定をこれまで3度も改定しており、駐留軍に対しても原則としてドイツの国内法が適用されることが明記されているほか、環境保全を目的とする詳細な規定が設けられています。**

なお、日本政府は、米軍及び在日米軍施設・区域を巡る問題を解決するためには、日米地位協定の運用の改善によって対応していくことが合理的である(改定を考えていない)と説明しています。

■日本とドイツの地位協定の比較

	日米地位協定	ボン補足協定
締結年	昭和35年(1960年)	昭和34年(1959年)
改定実績	無し	3度
駐留軍に対する国内法の適用	日本国法令を尊重	原則としてドイツ国内法を適用

令和3年(2021年)度航空機騒音測定調査で

嘉手納飛行場及び
普天間飛行場
周辺にある
31測定局のうち

11 31

11局で
環境基準値を
超過

令和3年度に沖縄県及び関係市町村が実施した航空機騒音測定結果によると、嘉手納飛行場周辺では19測定局のうち8局で、普天間飛行場周辺では12測定局のうち3局で環境基準値を超過しております。

キーワード

※環境基準値・・・環境基本法の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準

環境基準値を超過している測定局の調査結果を抜粋したものが下の表です。

令和3年度航空機騒音測定結果(抜粋)

飛行場	測定箇所	1日あたりの騒音発生回数	最大ピークレベル	平均ピークレベル
嘉手納飛行場周辺	北谷町砂辺	55.0回	113.8dB	91.9dB
普天間飛行場周辺	宜野湾市上大謝名	33.5回	123.5dB	92.2dB

これらの地点では、最大ピークレベルで飛行機のエンジン近くと同程度の騒音が、平均ピークレベルでも騒々しい工場内と同程度の騒音が発生していることとなります。

さらに、これらの地点では、度重なる外来機の飛来により騒音が激化しており、普天間飛行場周辺においては、令和元年(2019年)5月には過去最大の124.5dBの騒音が観測されています。

デシベル(dB)	騒音の目安
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車が通るときのガード下
90	騒々しい工場の中

※環境庁大気保全局編「騒音規制法の解説」より

また、日米両政府は、22時から6時までの間の飛行は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限することに合意をしていますが、両飛行場周辺では、同時時間帯においても広範囲で騒音が測定されるなど、実効性のある航空機騒音の軽減措置が講じられているとは言えない状況です。



琉球新報社提供

普天間飛行場に配備されているオスプレイ



琉球新報社提供

嘉手納飛行場に飛来した外来機(F-35戦闘機)



極東最大級の米空軍嘉手納飛行場

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における離発着回数の合計

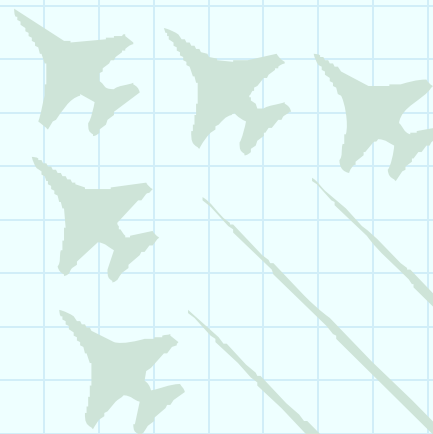
令和4年(2022年)度

約60,350回

うち約15,500回、約26%は外来機

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における離発着回数の合計は、令和4年(2022年)度は約60,350回で、うち約15,500回、約26パーセントは外来機による使用となっています。

例えば、普天間飛行場から岩国飛行場へ移転されたKC-130空中給油機は、岩国周辺に十分な訓練場所がないため、結局沖縄に戻って訓練を行っていると言われてるように、**外来機の多くは沖縄近海に存在する広大な訓練水域・空域における訓練が目的であると考えられます。**



基地関連収入が県民総所得に占める割合は

約5.5%

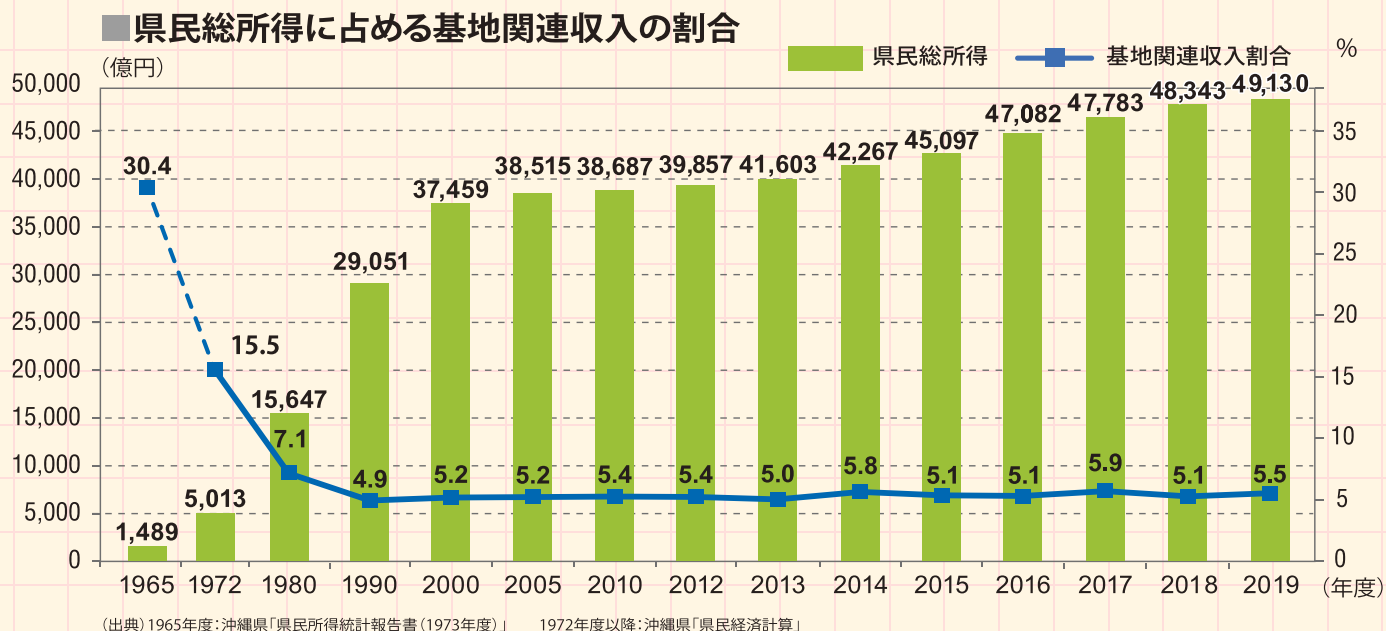
令和元年度(2019年度)

沖縄の本土復帰(昭和47年・1972年)時の昭和40年代と現在を比べると、沖縄経済における基地関連収入(軍用地料、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供)の割合は大幅に低下しています。

戦後復帰前の沖縄経済は、米軍施政権の下、高度経済成長下における我が国の経済発展の過程から切り離されていたことなどもあり、総じて製造業が振るわず、基地依存型の経済構造が形成されたため、経済全体に占める基地関連収入の割合が高い時期がありました。

しかし、復帰後の沖縄経済については、3次にわたる沖縄振興開発計画とその後の沖縄振興計画に基づく取り組みにより、道路や港湾、空港などの社会資本の整備に加え、就業者数の増加や観光、情報通信産業等の成長など、着実に発展してきました。

基地関連収入が県民総所得に占める割合は、復帰前の昭和40年度(1965年度)には30.4%でしたが、復帰直後の昭和47年度(1972年度)には15.5%、**令和元年度(2019年度)には5.5%(2,712億円)まで大幅に低下しており、基地関連収入が県経済へ与える影響は限定的なものとなっています。**



基地返還後の

直接経済効果

雇用者数

約 **28** 倍 約 **72** 倍

基地が整理縮小され、返還後の跡地利用が進めば、県経済に好影響を与えると考えます。

既に返還された駐留軍用地の跡地利用に伴う経済効果を試算すると、那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区では、**返還後の跡地利用により、返還前と比べて直接経済効果^{※1}が約28倍、雇用者数^{※2}が約72倍となっています。**

基地跡地の飛躍的な発展は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっている。

既返還 駐留軍用地跡地	直接経済効果（億円／年） ^{※1}			雇用者数（人） ^{※2}		
	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率
那覇新都心地区	52	1,634	32倍	168	15,560	93倍
小禄金城地区	34	489	14倍	159	4,636	29倍
桑江・北前地区	3	336	108倍	0	3,368	皆増
合計	89	2,459	28倍	327	23,564	72倍

※1: 直接経済効果: 基盤整備を一定程度終了後に徐々に発現する、生産・販売等の経済活動によって生じる直接的な効果
(返還前=地代収入、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供額、基地周辺整備費等、基地交付金)、(返還後=卸・小売業、飲食業、サービス業、製造業の売上高、不動産(土地、住宅、事務所・店舗)賃貸額)
「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査(平成27年1月沖縄県公表)」に基づく

※2: 雇用者数: (返還前=沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)に基づく)、(返還後=経済センサス活動調査(H24)に基づく)

今後返還が予定されているの軍用地の

直接経済効果
雇用者数

18倍

今後返還が予定される駐留軍用地についても、**跡地利用を促進することで、約18倍の直接経済効果及び誘発雇用人数^{※2}が見込まれています。**

また、基地の整理縮小に関連して、駐留軍従業員として働いている約9,000人の方々の雇用を懸念する意見もありますが、駐留軍従業員の離職者に対しては、国において技能の再習得などの支援が法律に基づいて行われており、再就職に向けた仕組みが整えられています。

今後返還が予定されている基地についても、大きな発展が期待される。

返還予定 駐留軍用地	直接経済効果（億円／年）※1			誘発雇用人数（人）※2		
	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率
キャンプ桑江	40	334	8倍	351	3,409	10倍
キャンプ瑞慶覧	109	1,061	10倍	954	7,386	8倍
普天間飛行場	120	3,866	32倍	1,074	34,093	32倍
牧港補給地区	202	2,564	13倍	1,793	24,928	14倍
那覇港湾施設	30	1,076	36倍	228	10,687	47倍
合計	501	8,900	18倍	4,400	80,503	18倍

※1:直接経済効果:基盤整備を一定程度終了後に徐々に発現する、生産・販売等の経済活動によって生じる直接的な効果
(返還前=地代収入、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供額、基地周辺整備費等、基地交付金)、(返還後=卸・小売業、飲食業、サービス業、製造業の売上高、不動産(土地、住宅、事務所・店舗)賃貸額)
「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査(平成27年1月沖縄県公表)」に基づく

※2:誘発雇用人数:誘発される生産を行うために必要となる理論上の雇用者数 「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査(平成27年1月沖縄県公表)」に基づく